多文化共生についての集約(案)

【現状】

(1班)

※課題欄に掲載

(2班)

- ・一部に外国人に対する正確な知識や情報の不足、偏った情報による誤解、感情論、外国人 に対する感傷的意見などがみられるが、概ね、多文化共生(定義が不明確との意見がある) を肯定的に捉えようという意見の方が多い。
- ・外国人住民が増えたという現実を、プラス指向で考えたいと思う。 しかし、どのようにしたら多文化共生ができるのか。異文化を理解しようとする心と姿勢、日本人・外国人の双方への正確な情報提供、コミュニケーション・交流の促進、コミュニティ参加の機会づくりなどが必要であるが、そのための方法論がわからないというの

が現状ではないか。いずれにしても、多文化共生の芽は芽吹きつつあると思われる。

(3班)

- ・多文化共生についての新宿区の基本的考え方は、新宿区後期基本計画(平成 15 年度~平成 19 年度)、新宿区第四次実施計画・第二次行財政改革計画(平成 17 年度~平成 19 年度)に明記されて、現在計画が実行段階にある。
- ・区民会議の討議を通し、次の認識を得た。
- 1) 歌舞伎町、大久保地区などの地域が治安・防犯の面から大きく取り上げられている。
- 2) 新宿区は「多文化共生」を避けて通れない現状にあり、プラス思考で進めていくべきであるとの認識を持つべきであるとの意見が多い。
- 3)日本人と外国人とが同じ住民としての交流・コミュニケーションが非常に不足している。 (その中には日本人の受け止め方、対応の仕方に戸惑いがある。)

(4班)

・外国人が増えて新たな課題が生じています。急速な少子高齢社会が進む中、互いに民族や 国籍の異なる人々が文化的違いを認め理解し合い、ともに生きていく多文化共生の街づく りが推進されています。

(5班)

- ○多文化共生とひとくちに言っても、地域社会で私達が接する外国の人々には、様々な理由 で来日しているケースがあります。
 - ・日本文化に興味を持ち、日本社会に対して予備知識を持った上で来日している人
 - ・将来の為に、日本で勉強するために来日している人
 - ・日本で起業し、成功することを夢見てやってくる人
 - ・日本に行けばお金が入るという理由だけで、出稼ぎのようにやってくる人
 - ・短期間働いて帰る人
 - ・長期にわたって仕事をし、子供を育てながらがんばっている人
 - ・大企業の駐在員として仕事をしている人
 - ・不法滞在といわれるような人々
- ○それぞれの人々が一人一人その立場やおかれた環境によって、見えてくる日本社会はおそらく一様なものではないでしょう。受け入れる側の日本社会も、今や多様な価値観を持った人々の集まりであり、日本社会そのものが多文化共生社会といってもいいほどに変化してきています。多様な価値観を持った人々が生活する日本の地域社会に、国籍・宗教の異なる文化を持った人々が様々な目的を持って、数多く生活するようになってきているのが、新宿区の現状です。

(6班)

1 法制度

- 純血主義
- 入管法

2 組織

- 専門部署、専門職員
 - 2 区の最大の問題である外国人問題について、区の専門部局があるのか、専門の職員がいるのか、総合的に色々なことを知っている人がいるのかという問題がある。それが、我々が行政に求めたいこと。④
 - 4 在住留学生の声を一例にすると「外国人の受け入れは低賃金労働力の確保・留学生 政策の達成率(人数・公的住宅)が良くない・地域社会の受け容れが希薄」。そのような 意見を行政サイドがどこかで集約していく、そして NPO やボランティアの方達が情報 を提供しながら何かを創りあげていくことが必要であるのではないか。④
- 職員知識
 - 7 多文化共生について職員には知識が少なすぎる。⑦

区職員の外国人が抱える諸事情に関する認識が薄い

例、外国人数実態を表す数字ではない

3 施設

多文化共生プラザはハイジア8階

文化国際課は区役所1階

大久保図書館に母国語の書架が少ない

4 行政計画

- 1 「多文化共生」ですが、新宿区の計画もあるが、例えば外国人の問題でも「第二次 行財政改革計画」では(・・・外国人が増えて新たな課題も生じますが・・)と表現 されているが、"新たな課題"をさらっと流して良いものか。もう一度、行政が現実の 直視して表現を見直す必要があるのではないか。④
- 3 NPOの方や地域のボランティアの方達がこの問題に何十年となく真剣に取り組んでいる事が分かったが、そういう方達や組織を行政は有効に活用して、行政が多文化 共生に対する土壌つくりをするのが大切だ。④
- 6 多文化共生のスローガンはあっても中身が不十分。⑦
- 9 具体的な対策が見えてこない。 ①
- 10 区の30万人の住民のうち東南アジアの方を中心に数十カ国、1割(約3万人)が外国人。今はマイノリティ扱いだが新宿区は「多文化共生」といって、おおらかに全てを受け入れている。この伸び率でいくと10年後には、区民の方よりも多くなってくる。そういったときに少数として「多文化共生」として受け入れましょうというのは、果たしてできるのだろうか。行政は一体、「多文化共生」として、どれ位までの方を入れた試算としているのか。②
- 34 「多文化共生」なる言葉はやめてほしい。社会の現実は"共生"より、摩擦、混雑、 混乱の実情にある。⑨
- ・相応の負担求む
 - 8 30万住民のなかに外国人が3万人入ってきている。地域がどう前向きに受け入れていくのか。商店街の場合、電気代の負担というものは、日本の商店主だけでは支えられなくなってきているほど。大久保小学校の1年生は日本人が少なく、外国人が多い。そのような税金が使われていることと受け入れとの議論をしていければいい。⑩
 - 5 知事発言は問題④
- ・宗教に対する姿勢

28「多文化共生」は宗教問題が絡む。特に伝統文化とは宗教のあり方が根源にある。④

- ・意識の構築
 - 29 異なるバックグラウンドを持つ人々を受け入れる心の準備・強化④
- ・区の個性
 - 32 新宿の特徴である、外国人との共生を如何に進めるかは日本の将来課題⑥
- ・ 既存組織の崩壊
 - 38 町会・商店会が共生に機能していない。⑧

- ・肯定、個性と
 - 39 否定するのではなく肯定 多文化を個性として発展。⑧
 - 42 ルールを守るということと他者を認めることの違い。⑧
- 不安
 - 43 10年後 例えば今のロンドンのようになることへの不安。そのために移民を増やす 傾向にある我が国への不満、如何なものか。文化の違いになるギャップをどの様にう めていくか。⑧
- ・協調性が少ない
 - 47 国籍を問わず防犯についての協調性が少ないと思われる⑪
- 外国人の意識
 - 18 外国人も日本の風俗習慣を知らない。⑦
 - 19 外国人は防犯等に関心が薄い。⑦
- 日本人の意識
 - 17 外国人の風俗習慣を知らない。⑦
- 差別意識, 偏見
 - 46 外国人イコール犯罪者との意識印
- ・モラル
 - 35 モラルが問題⑦

(7班)

1. 定義と方向性

新宿区は"多文化共生"を、「国籍や民族などの異なる人々を(a.)地域社会の一員として受け止め、(b.)地域における外国人との交流や異文化理解の促進を通じて、(c.)国際社会に開かれた地域社会の形成を図る」と定義

- 2. 統計からみる新宿区外国籍居住者の現状
 - (1) 区民の1割が外国籍居住者 区内全域で9.4%を外国籍が占め、総人口に対する占有率は東京都他区(2.9%) および全国水準(1.5%)と比較し顕著
 - (2) 韓国・朝鮮および中国籍が多数派 新宿区はアジア系の登録者の占有率が高い。韓国・朝鮮および中国で全体の7 割。また、近年になり、韓国(在日人以外)、タイやミャンマーなどのアジア系 国籍住民が微増
 - (3) 20台~40代の若中年世代年齢が大半 男女ともに生産年齢人口(89.5%)で占め、年少・高齢人口は低い。女性の最 高率年齢層は20-24歳、男性は25-29

(4) 大久保と柏木地区に4割弱が集中して居住 外国籍の1/3が、大久保に集中。所管内総人口に占める割合も21.9%と5人に 1人は外国籍居住者

3. 新宿区の取り組み

新宿区後期基本計画(平成15年~平成19年度)に基づき、第三次実施計画(平成15年~16年度)を実施しているが、定量的な目標が明瞭かされておらず、その効果や事業評価については疑問の声がある

(1) 新宿区後期基本計画

(a.) 平和事業の推進、(b.) 国際化に対応した地域社会作りを掲げ、外国人のための環境整備(ex.外国人のための相談窓口設置、外国人留学生学習奨励基金設置) や国際理解を深める事業の推進(ex.新宿区文化・国際交流財団運営助成)などをおこなっている。

平成17年度実施中の多文化共生に関する事業

平成17年度は、(a.) 新宿多文化共生プラザを新設し、(b.) 日本語学習の支援、(c.) 外国語による生活情報の発信、(d.) 外国人相談窓口の運営、(e.) 児童生徒保護者への経済負担軽減など、外国籍居住者の暮らしを支える段階への取り組みが徐々に始まっている。

【問題点・課題】

(1班)

- ・多文化共生は新宿区ならではの重要な課題
- ・在住外国人の実態把握と現状理解の不足
- ・多文化共生における行政の役割認識の明確化
- ・諸施策の未整備

(2班)

- ・「多文化共生」とは何か、もっと議論を進める必要がある。新宿区の新基本構想・新基本 計画において「多文化共生」という用語を用いるならば、「多文化共生」の定義を明確に すべきである。
- ・問題点・課題を羅列するだけでは意味がない。根幹の課題と枝葉末節の問題を分類整理する必要がある。
- ・根幹の課題としては、共生へのプロセスが見えていないこと、外国人住民が増えている地域では街の将来像が描けてないことが挙げられる。外国人と日本人がともに地域社会の一員として、共同で行う街づくりが必要である。その場合拒否反応を示す人の扱いに要注意。

(3班)

- ・区民の側から見るとこれら後期基本計画・第二次行財政改革計画らが見えてこない。
- ・区職員が「多文化共生」をどう理解し、考えを持って外国人問題を具体的に何処までやろ うとしているのか。
- ・区は「多文化共生」を進めるに当たり外国人への対応の総合的視点を持った人が居るのか。
- ・区はNPOやボランティア団体を何処まで把握し、相互の連絡がどうなっているのか。
- ・安全で住みよいまちを考える中で外国人が地域社会で共に生活するための生活ルール、風俗習慣等を理解するための方策、日本人と外国人が国籍を超えた相互理解を深めるための 方策を探る。
- ・「しんじゅく多文化共生プラザ」の役割は何なのか。

(4班)

・現実的には外国人との軋轢があり、その本当の実情について住民と行政とが話し合い、協働して心配や不安を解決していかなければなりません。

そのためには、2006 年度からビザの必要性がなくなる国があり、特定の国から多くの外国人の出入国が想定されることから区民の心配や不安を取り除く必要を感じます。(短期滞在者やオーバーステイ等、いわゆる不法滞在者との共生は難しい。

(5班)

・外国から来ている人は、いったんそれぞれの国へ帰ってもらい、日本社会を勉強してから来て欲しいぐらいだ。日本で生活する以上、日本のやり方に合わせて欲しい。

- ・このまま外国人が増えていったらどうなるのか、将来が心配。
- ・日本人は外国人に対して寛容すぎるのではないか。
- ・税金はどうなっているのか?店舗の営業許可など手続きはちゃんとしているのでしょうか?
- ・外国人とひとくくりにしないで、個人と個人のつながりを大切にしていくことが、重要 なのではないか。
- ・大久保のように、韓国の人々が多く生活する町には、ハングル文字の看板、ポスター、フリーペーパーが非常に多く目につきます。韓国の人々にとっては、日常的に自国の言葉に触れることが出来て、安心感を持つでしょうし、意味も分かるので全く問題はないでしょう。しかし、日本人から見ると、意味の分からない外国語が町にあふれることで、ストレスを感じる人が多いのです。
- ・なぜ、日本語でなくハングルを使うのか?⇒自国の人だけに伝えるメッセージなのか? ⇒自分たちのことしか考えていないのでは?⇒日本人に分からないように、わざとハン グルを使っているのでは?
- ・意味が分からないから不安になり、相手を疑い、疑心暗鬼になる。日本に来た外国人が 言葉が分からず不安なように、大久保では日本人がハングルが分からず、不安になって います。意味の分かる人にとっては何でもないことが、分からない人々にとっては非常 にストレスになります。大久保通りで商店街が流している4カ国語放送にも、同じ反応 があります。
- ・お互いをもっと知ることが必要です。情報の伝達を多言語にする必要があると思います。 お互いを知ることは、互いの違いを認めることです。異質なものが集まって同じ地域で 生活するには、社会的ルールが必要です。それぞれが自国で生活していたルールをその まま持ち込んでは、社会が成り立ちません。日本の法律、社会的ルールを学ぶ場所が必 要です。互いの違いを認めることと社会生活上のルールを守ることは違います。大久保 は韓国の人が多く、韓国人街としてよく取り上げられますが、もちろん韓国ではありま せん。韓国文化を気軽に体験できる町であると同時に、長い歴史と文化を伝える日本の 古い町であり、韓国以外の外国の人々もたくさん住んでいます。それぞれが自国の文化 や特徴、自分たちのアイデンティティを大事にして、お互いの違いをはっきり認め合い、 お互いを尊重して日本で生活するルールを守って、地域社会を構成できてこそ、共生の モデルとなりうると考えます。

(6班)

1 法制度

安心して日本国内で生活できる仕組みが不十分

外国人への法整備

例、保険、賃金、安全-労働環境,生活環境

社会保障-健康保険、公的年金保険、労災保険、雇用保険、労働保険への加入の義務と責任

2 組織

職員の対応が悪い

3 施設

使いづらい、情報が少ない、窓口が不明

例 開館時間、スタッフのサービスが限定されている

- プラザの使命
 - 10 「しんじゅく多文化共生プラザ」に求められる役割とは、なにか。⑥

4 行政計画

- 1 「多文化共生」ですが、新宿区の計画もあるが、例えば外国人の問題でも「第二次 行財政改革計画」では(・・・外国人が増えて新たな課題も生じますが・・)と表現 されているが、"新たな課題"をさらっと流して良いものか。もう一度、行政が現実の 直視して表現を見直す必要があるのではないか。④
- 2 区の最大の問題である外国人問題について、区の専門部局があるのか、専門の職員がいるのか、総合的に色々なことを知っている人がいるのかという問題がある。それが、我々が行政に求めたいこと。④
- 3 NPOの方や地域のボランティアの方達がこの問題に何十年となく真剣に取り組んでいる事が分かったが、そういう方達や組織を行政は有効に活用して、行政が多文化 共生に対する土壌つくりをするのが大切だ。④
- 4 在住留学生の声を一例にすると「外国人の受け入れは低賃金労働力の確保・留学生 政策の達成率(人数・公的住宅)が良くない・地域社会の受け容れが希薄」。そのような 意見を行政サイドがどこかで集約していく、そして NPO やボランティアの方達が情報 を提供しながら何かを創りあげていくことが必要であるのではないか。④
- 知事発言
 - 5 知事発言は問題④
- 中身不十分
 - 6 多文化共生のスローガンはあっても中身が不十分。⑦
- 職員知識
 - 7 多文化共生について職員には知識が少なすぎる。⑦
- ・相応の負担求む
 - 8 30万住民のなかに外国人が3万人入ってきている。地域がどう前向きに受け入れ

ていくのか。商店街の場合、電気代の負担というものは、日本の商店主だけでは支えられなくなってきているほど。大久保小学校の1年生は日本人が少なく、外国人が多い。そのような税金が使われていることと受け入れとの議論をしていければいい。⑩

- ・具体策見えず
 - 9 具体的な対策が見えてこない。①
- •長期計画
 - 10 区の30万人の住民のうち東南アジアの方を中心に数十カ国、1割(約3万人)が外国人。今はマイノリティ扱いだが新宿区は「多文化共生」といって、おおらかに全てを受け入れている。この伸び率でいくと10年後には、区民の方よりも多くなってくる。そういったときに少数として「多文化共生」として受け入れましょうというのは、果たしてできるのだろうか。行政は一体、「多文化共生」として、どれ位までの方を入れた試算としているのか。②

5《共生・その他》

- ・宗教に対する姿勢
 - 28 「多文化共生」は宗教問題が絡む。特に伝統文化とは宗教のあり方が根源にある。④
- ・意識の構築
 - 29 異なるバックグラウンドを持つ人々を受け入れる心の準備・強化④
- 区の重要課題
 - 30 多文化共生は新宿区ならではの重要な課題。④
- ・区の個性
 - 32 新宿の特徴である、外国人との共生を如何に進めるかは日本の将来課題⑥
- ・必要性
 - 33 約1割が外国人である。日本の国際化と新宿の都市高密度化によりこの比率は高まり、多文化共生は必要、不可欠である。⑦
- ・言葉
 - 34 「多文化共生」なる言葉はやめてほしい。社会の現実は"共生"より、摩擦、混雑、 混乱の実情にある。⑨
- ・モラル
 - 35 モラルが問題⑦
- ・ 既存組織の崩壊
 - 38 町会・商店会が共生に機能していない。⑧
- ・肯定、個性と
 - 39 否定するのではなく肯定 多文化を個性として発展。⑧
 - 42 ルールを守るということと他者を認めることの違い。⑧
- ・不安
 - 43 10年後 例えば今のロンドンのようになることへの不安。そのために移民を増やす

傾向にある我が国への不満、如何なものか。文化の違いになるギャップをどの様にうめていくか。®

- ・協調性が少ない
 - 47 国籍を問わず防犯についての協調性が少ないと思われる。①
- ・ 外国人の意識
 - 18 外国人も日本の風俗習慣を知らない。⑦
 - 19 外国人は防犯等に感心が薄い。⑦
 - 3 日本のルールを守らない外国人問題②
- 日本人の意識
 - 17 外国人の風俗習慣を知らない。⑦
- ・日本人の差別意識, 偏見
 - 46 外国人イコール犯罪者との意識⑪
- ・日本人の振る舞い
 - 7 外国人に対する日本人の対応はどうか。③
- 伝統文化の保存
 - 1 伝統文化の保存、歴史的建造物の保存はどうなっているのか。①
 - 2 外国人との共生社会の対応②
- · 日本語教育
 - 4 外国人の日本語に対する考え?学ぶ環境は? (日本語習得実態) ③
 - 9 区内に住むそれぞれ違った文化を持った人たちが、どうやったら互いに安全で、より良い生活をしていけるか。⑥
 - 12 区内に住む、それぞれ違う文化を持った人達がどうやったらお互いに安全でより良い生活していけますか?⑥

6《コミュニティ・交流に関連》

- · 交流機会少
 - 11 大久保の韓国人街、近くにあるのに交流の機会がない(交流したい願望あり)。①
- 文化の相違が不明
 - 12 外国人の文化の違いが分からない(多文化の相違)③
- ・接し方不明
 - 13 外国人が分からない、どう話したらいいか分からない。③
- 実態把握
 - 14 外国人の生活実態をどこまで把握できるか?④
- 地区間温度差
 - 15 外国人は各地区によって多い所、少ないところがある。⑤
- ムラ意識
 - 16 コミュニケーションの範囲がある。⑤

- 韓国コミュニティ
 - 17 韓国のマンションには、女性たちのコミュニティである婦女会という場があり、何でも話し合い、解決する機能をもっている。コミュニティの集約です。世代や国籍を超えてコミュニティへの参加の仕方を考えることが必要ではないか。⑥
- •参加方法
 - 18 世代や所属を超えてコミュニティへの参加の仕方が問われている。また、外国人と してコミュニティをとらえる視点がある。⑥
- 孤立感
 - 19 外国人のお友達が淋しそうにしている。「言葉や習慣の違いで、自分の気持ちがうまく伝えられないようだ」。⑥
 - 20 外国人との付き合い方 風呂、文化(頭をなでることがいけないこと)→知る場所 ⑦
 - 21 暮らしも風習も違うことにより困りごとが起きる。⑦
- 町内会不参加
 - 22 外国人は町内会を知らない⑦
- ・場なし
 - 23 異文化についての具体的な紹介等の場がない。⑦
 - 25 外国の方というよりは1つの文化圏を構成しているということで、日本の若者も挨拶しない、コミュニティに参加しないとか、大久保地域の方の話ですが、交流の機会すらない、現実が伴わないなどの課題がある。①

(7班)

誰もが安全で快適な生活の中で、多文化共生を実現するには、外国人との間で多くの問題が発生しており、それらを対処する現状の機関やシステムに課題が残されている。

- 1. 生活上のマナー・規則・通念に対する問題
 - (1) ゴミ収集規則に従わない(大久保地区)
 - (2) 路上のゴミ捨てが多い(大久保通り)
 - (3) 夜間、騒がしい
- 2. 地域コミュニティに対する問題
 - (1) 外国人は地域の活動に参加しない
 - (2) 商店街や町会、各業種組合などの既成組織の慣習に従わない
- 3. 安全に対する懸念
 - (1) 犯罪のグローバル化、外国人による組織犯罪への脅威
 - (2) 不法滞在など、在留資格のない外国人の増加
 - (3) 外国賃借人への不信(→外国人に閉ざされる賃貸住宅市場)

- 4. コミュニケーション形成への障害
 - (1) 言葉の壁
 - (2) 日本人は、異なる文化や習慣の体験が少ないため、多様性の受容、多文化共生 への理解が乏しい
 - (3) 永年に渡る差別意識、無意識的な差別がある
- 5. 問題への対処や制度の不備
 - (1) 区役所部署のどこに相談していいかわからない
 - (2) 地区別に外国籍の住み分けがされているが、大久保地区への対処に集中しているようである。(大久保地区外では、問題がないのか、それとも件数が少なく周囲が容認している状況なのか?)
 - (3) 日本人の外国人に対する問題や苦情は聞こえるが、外国人側の声が聞こえない

議会・行政(区役所、所警察、入管)、関連組織団体、非営利支援団体(NPOやNGO)、有職者などの連携がスムーズではない

【10年後のあるべき姿】

(1班)

・新宿区第四次実施計画・第二次行財政改革計画(平成 17 年度(2005)~平成 19 年度(2007)平成 17 年 2 月策定) 重点項目 13 多文化共生の推進

外国人が増えて新たな課題も生じますが、都市の魅力は、多様性をいかに尊重するかにあります。外国人が多く暮らすことを区の特性として積極的にとらえ、これからは、国籍や民族等の異なる人々が互いに文化的違いを認め、理解しあい、共に生きていく多文化共生のまちづくりを推進していきます。

・新宿区後期基本計画(平成 15 年度~平成 19 年度) 第 2 章 ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち 2-5 平和の推進と国際化への対応

平和の視点を取り入れた区政の推進を図ります。また、外国人を地域社会の一員として 受け止め、地域における外国人との交流や異文化理解の促進を始めとした国際交流等を通 じて、国際社会に開かれた地域社会の形成を図ります。

(2班)

・外国人住民がいることによる"いい面"を育て、モデルとなるような街になれれば理想である。そして少なくとも現在より、地域の人々が連携度を高めたものでありたい。

(3班)

- 「外国人」を「外人」として扱わない多文化共生のコミュニティづくり。
- ・行政は外国人の居住に関する総合的な対応を行う専門部局を設置し、専任職員を養成・配置し、長期的な視野で施策・運営・業務を行う。
- ・行政に外国人の声を聞き、区政に参加出来る場の設置(外国人会議など)
- ・外国人を地域の一員として、積極的に参加出来る地域ネットワーク・地域コミュニティの 育成
- ・行政は在住外国人問題に関わる NPO やボランティア団体と協働・参画の土壌づくり、機能づくりをおこなう。
- ・「新宿文化・国際交流財団」「しんじゅく多文化共生プラザ」のコンセプト・機能を明確に し、広く国籍を問わず区民が参加出来る場とする

(4班)

・多文化共生の真の実現により、温かく外国人との交流(コミュニケーション)の形成ができれば、10年後の多文化共生は明るい。

(5班)

- ・町会組織を含めた、新しい地域社会を構築し、住民同士の情報の伝達・共有化がスムース に進み、必要に応じて情報が多言語で伝達できる仕組みをつくる。
- ・新しく住民となる外国の人々は、行政機関やそれぞれの国からすでに区内で生活している 人々によって、生活する上での諸問題のレクチャーを受けられる仕組みをつくる。

(6班)

1 法制度

基本的人権の付与 在日外国人参政権の付与

2 組織

地元区民の中から区の職員を出す

3 施設

プラザを PFI 化し、NPO が運営する コストを抑え、運営オープンにする 区民が定期的に監査する

(7班)

- 1 新宿区が、居住する日本人と外国人にとって、「安全」で「安心」して「快適」に過ごせる 街となっていること。
- 2 街の成熟度を測る一つの指標として、"多文化共生"の実現があると考える区民が多勢になっていること。

【改善方法】

(1班)

- ・地域性があるが、区と全区民が重要性をプラス思考で認識することこそが新宿の将来にとって必要。
- ・異なるバックグラウンドを持つ人々を受け入れる心の準備・強化。必要な知識の啓発、広報。
- ・外国人問題は区内の地域性を顕著に表す問題で、一定の地域では、切実な問題となっている。新宿区は教育、医療、疾病、失業、犯罪、コミュニティ問題、文化等重要で新たな課題を直視し解決をする。
- ・共生推進の為の問題解決には区サイドに相当の覚悟(長期的ビジョン・組織改革・職員の意識改革)が必要。
- ・縦割り行政体質が問題解決の阻害要因とならぬよう、総合行政・政策への転換を図り、法 や通達にもとづく中央省庁下請け地方行政からの脱却をめざす。(多文化共生は文化行政 の核であり総合行政が必要)
- ・専門部局(文化課)の設置(複数部局の予算をリンクして考えるという認識が必要)及び専任職員の配置(機関委任事務遂行型職員から自治事務立案型職員(現場主義)へ転換)
 - ①区民・区職員の啓発
 - ②関連知識・情報の収集・分析・蓄積を行う仕組み作り
 - ③在住者の声調査
 - ④区長室に専門部局(共生タスクフォース)の設置
 - ⑤専任職員の養成と配置
 - ⑥関連行政マニュアル作成
 - ⑦関連 NPO や在住留学生の組織化と活用
 - ⑧言葉の壁と二世以降の世代の教育
 - ⑨区と関連行政機関との連携強化(文科省,法務省,外務省,厚労省,JICA,東京都,他自治体,各国大使館,警察,医療機関等)
 - ⑩新宿文化・国際交流財団の役割見直し
 - ⑪*指定管理者制度の正しい活用

(2班)

- ・全体で考えるべきことと、個々の地域や集団で進めるべきこと等、根幹と枝葉末節を分類 し、重要度と優先順位を検討して、根幹となるものから改善方法を検討する必要がある。
- ・課題への対応・改善のためには、行政がやるべきこと、民間 (NPO 等) だからできること、 その役割分担を明確にした上で協働・連携のあり方を検討する必要がある。

(3班)

・外国人への施策・取り組み、多文化共生の現状の情報を行政や関係者に留めず、幅広く区 民・地域住民・教育現場・地域で活動している諸団体等に提供し、理解を深める。

(4班)

- ・多文化共生は表面的に"仲良くしましょう"とだけでは解決できない。もっと生活者としての視点に立てば、ドロドロしたものがあります。
- ・お互いの地域社会を理解するための足掛かりとして、日本人と外国人の共働作業(例えば、 ごみ拾いや町会行事への参加、コミュニティ・スポーツなど)を進めていきます。

(5班)

(6班)

1 法制度

- ・入国前の教育
 - 52 入国にあたって日本の風俗を教えているかなど、外国人にも理解してもらうことが 大事ではないか。いずれにしても、国際化は止めることができない話。⑦

出国前審査

- ①日本語能力
- ②生活能力(金銭,養育力)

市民権

住宅環境

労働環境

厚生環境

外国人受入れ、移民について、国の法制度や基準を明確にしてほしい

外国人への法整備

例、保険、賃金、安全一労働環境,生活環境

社会保障 - 健康保険、公的年金保険, 労災保険、雇用保険、労働保険への加入の義務と責任 2 組織

- ・専門部署 外国人専門部署の一本化
 - 27 区長室に専門部局(多文化共生 Project Team)の設置④
 - 28 専任職員の養成と配置④
- · 職員研修

主な内容

①生活事情、②衛生事情、③「法」的事情

- ・ 行政制度の見直し
 - 10 新宿区という地域は、あらゆる都市社会問題を抱えているといえる。行政の縦割りの弊害といわれるが、住民の間にも同様の問題が指摘されている。問題解決のためには、より柔軟で従来の枠組みを超えた、既存の制度の見直しも必要だ。⑥
 - ・同時に、多文化共生は文化行政の核であり、文化行政は横のつながりを持って行う必要がある。縦割り行政が上記の諸問題解決の阻害要因となっているのも実態である。 他の部局・他の予算とリンクして考えるという認識が強く求められる。④
- ・関連機関との連携
 - 35 関連行政機関(文科省、法務省、外務省、JICA、東京都、大使館、警察、医療機関等) との連携④
- 業務
- 苦情対応
 - 24 ごみ問題等、外国人とのトラブル。(苦情への対応)③
- ・接し方
 - 25 外国人に対する日本人の接し方。(セミナー開催)③
- ・居住分布マップの必要性
 - 6 我が地域にどんな外国人が住んでいるか? (居住分布マップ) ③
- ・地域に受け入れる施策
 - 26 外国人を地域社会の一員として受け止めるための諸施策④
- ・マニュアル作成
 - 32 関連行政マニュアル作成④
- 区民啓発
 - 30 区民啓発(外国人を受け容れる心の準備・強化)④
- ・職場の提供
 - 58 異なった国の人達が共に働ける職場を提供する。①
 - 16 違った国の人が望むなら、共に働ける職場(地域環境)の提供が必要だ。⑥
- ・NPOや留学生
 - 29 NPO や留学生の活用・組織化④
- •情報分析
 - 31 関連知識・情報(生活実態・宗教・伝統文化)の収集、蓄積・分析を行う仕組み作り④
- ・ルールの説明努力
 - 53 ルールを守るとは?→説明する努力が必要。⑧
- ・ルール伝える仕組みづくり
 - 37 ルールを外国人に知らせる「仕組み」を作る。⑤
- ・日外ネットワークづくり
 - 27 全ての人にとって暮らしやすい街とするには、コミュニティ・コミュニケーション

づくりが必要。まず、情報の伝達と共有化が必要で多世代、仕事・趣味、多文化の新 しいネットワーク作りが必要⑨

- ・地域団体のネットワーク
 - 40 地域団体のネットワーク化が必要だ。⑥
- 外国人のネットワーク
 - 41 外国人ネットワーク作りを行政が支援してほしい。

<例:中国人、韓国人、タイ人など、多くの民族ネットワークが想定される。>⑥

- 外国人のネットワーク
 - 46 異なった人たちと理解し合うには、もっと相手の言葉を理解することが必要。地域 団体のネットワーク化が必要。外国人(中国人、タイ人、韓国人などさまざまな民族 グループ)ネットワーク作りを行政が支援してほしい。⑥
- ・外国人ボランティアの必要性
 - 48 行政と住民のコミュニティ参加がもっと必要ではないか。外国人のボランティアを 育成してほしい。⑥
 - 43 外国人のボランティアを育成してほしい。⑥
- · 外国人会議、参政権
 - 49 区内の違った文化を持った人々を把握することが必要。外国人会議などを設置し、 区政に参加させてほしい。区政に外国人の声を。⑥
 - 44 「区政に外国人の声を」。外国人会議などを設置し、区政に参加させてほしい。⑥
 - 45 自治制度の決定に、外国人も「住民投票」参加ができるようにしてほしい。⑥
- 日外会議
 - 42 日本人と外国人が、共に会議などで議論する場があればよい。⑥
 - 47 10年後、20年後の新宿区を担うこども達を地域でどうやって育てていくか。日本人と外国人が、共に会議などで議論をする場があるとよい。⑥
- ・不法滞在は別の次元
 - 51 共生しないと生きていけないことの理解のための活動、不法滞在などの指摘はこれらの施策の後に行うべきである。⑦
 - 4 共生の主役である在住外国人については、新宿区ならではの重要な諸課題を生じさせている現況がある。この問題の解決なくして多文化共生の多文化まちづくりはない。この状況を直視・認識し、問題解決に積極的に対応することがまず行政サイドにもとめられる。(これらの課題解決については、在住外国人問題に永年かかわっている多くのボランティア等が個々に対応している現状であり、外国人の増加にともないその解決能力も限界に来ている)④
- ・区民、NPOをリードする役割

上記は区が目指す協働を進めていく上で必須の要件である。即ち行政は多文化共生の土 壌作りの役割と区民・NPOなどをリードする機能が求められる。④

3 施設

- 立地、運営体制
 - ユーザーにとって便利な運営、立地にする。
- 運営

NPO が運営する。これまでに蓄積された経験、ノウハウを活用する PFI 事業化

資料、ノウハウの充実

- ・区の財団の見直し
 - 33 新宿文化・国際交流財団の役割見直し④
- 指定管理者制度
 - 34 指定管理者制度の正しい活用④
- ・NPOと行政の提携
 - 57 行政と、例えばNPOなど色々な協働パターンを考え提携していく。 ^①
- ・公共施設を利用し場を提供
 - 55 区内の学校施設を利用し、交流、学習、サークルの場を積極的に設ける。⑪
 - 20 公共施設の空きスペース・利用されていない建物等の有効利用。①
 - 39 「異なった(違った)人たちとわかりあうこと」とは、相手の言葉を理解する(わかる)ことである。その方法<例:文化の発表会など、場の設定が必要だ。>⑥

4 区民意識

- ・外人扱いしない
 - 1 「外国人」を「外人」として扱わないコミュニティづくり。①
- ・謙虚な姿勢
 - 2 少子化問題で外国人に世話になる時代が来る。②
 - 3 古い (明治・大正・昭和) の暮らしの発掘、活用。②
- · 異文化理解
 - 5 異文化への理解、平等が第一。⑤
- 違いを認めあう
 - 6 違いを認め合うこと。⑤
- · 人権尊重
 - 9 外国人と日本人が、互いに理解し尊重しあう関係を持ち、地域社会の一員として、コミュニティを運営し、まちをつくっていくことが必要ではないか。そのためには、より具体的な方法論も必要である。異なる文化的背景を持つ外国人区民の人権を尊重することも欠かせない⑥
- ・互いに尊重
 - 14 外国人と日本人が互いに理解・尊重し、地域社会の一員として町を創っていく事が 必要⑥

- ・外国人は活性化に寄与しているとの認識
 - 11 私は外国人です。外国人の問題で申し上げたいのは、5年くらい前に地域の商店街の方と話し合ったときは、地域の皆さまは、外国人は迷惑であり、日本人は商売が難しくなったなど「迷惑」ということを感じた。しかし、区民委員の方と一緒に話し合ったときには、少し意識が変わり大久保辺りの地域は外国人のおかげですごく活性化している、全国の中で大久保という珍しいまちを研究しにきたり、観光したりして、大久保の店に入り、混んでいるなど最近はすごく活性化し、いい街になっている。いい意味で、将来性のあるまちになっている。外国人のいい面を出して、10年後、20年後の新宿は、外国人と日本人が一緒に楽しめる、いい面でのまちをつくりたいなと思う。⑥
- 人権尊重意識
 - 15 異なる文化背景を持つ外国人区民の人権を尊重する事も必要⑥
- ・地域の違いを認める
 - 14 各地域ごとの違いを認めていく。⑧
- ・違いを認める努力
 - 41 文化の違いを認める努力を互いにしなければ共生は出来ない。⑧
- ・理解、違いを認め合う
 - 48 「多文化共生」の問題、キーワードは異文化を知り、認め合い、理解し合うということ。新宿は地域の差はあるが、新宿の特性として、このテーマは欠かすことができない。排除するのではなく、違いを認め合うことで、共に作っていく関係をつくる®
- ・根本の理解
 - 15 小手先でなく、根本として理解する。(女性問題から考えると) ⑧
- 前向きなイメージ
 - 12 プラスのイメージとしてとらえたい。⑧
- ・新宿の個性
 - 13 新宿の個性としてとらえたい。⑧
- 区の長所と捉える
 - 45 治安も良くなったし、若いカップルが六本木でご飯を食べる代わりに大久保で韓国 料理を食べるようになった。こういうことをプラスのイメージで、新宿区の長所とし て考えていければいいと思う。⑩
- 前向きイメージで発信
 - 18 〈プラスイメージで発信〉⑩
- ・伝え方の工夫
 - ○外国人への情報伝達の仕組み・分かりやすく伝える。⑩
- ・意識の混同は避ける
 - ○国民性と個性を混同しないようにする。⑩

- マスコミに惑わされない
 - ○マスコミの誤報の面もある。実際はどうなのかを明確に。⑩
- ・密な対話
 - 19 地域安全、多文化共生等については、行政と協力し良好なコミュニテイを築き、世代間、国籍に捉われず、密接にコミュニケーションを図っていかなければ進展しない⑩
- ・宗教のあり方
 - 21 地域の神社を地域民のための組織に変える。②
- ・応分の負担を
 - 37 外国の人にも生活者としての義務を負担して欲しい。⑧
- 女性を憂う
 - 40 外国人女性の現状を憂い、共生への道を探りたい。⑧

5 区民の日常行動

- 挨拶
 - 38 異文化理解、「郷に入りては郷に従う。」、多くの外国人と挨拶する。⑤
- スポーツや挨拶でふれあい
 - 54 具体的なことを通じた理解 (スポーツなど) ふれあい、挨拶。⑧
- ・挨拶など日常行事への展開
 - 56 挨拶奨励等など個々で行っている運動を地域的な行事、運動とする。⑪
- 文化交流
 - 26 地域での文化、スポーツ活動を通じ、世代、国、職業を理解できる場を作っていきたい8
 - 24 のためには生活の中で、それぞれが実感するような場を、それは文化であったり、 スポーツであったり、具体的な交流をすることによって、認め合い、理解することが できるのではないか。⑧
- ・交流を通して認識を深める
 - 16 文化や生活様式の違いを各国の人と交流を深めて、認識の違いを埋めていく。⑨
- ・地域活動への奨励
 - 50 日本人の地域活動等への積極的参加勧奨(言葉の問題を解決する必要がある)⑦
- ・プラザ運営への参加
 - 23 「しんじゅく多文化共生センター」のコンセプト作りに参加する。②
- 一緒に子育て
 - ○外国人の子供も地域の子供として育てる。⑩
- 伝統芸能の復活
 - 22 専門(商売)でなく、民衆の伝統芸能の復活。②
- ・教育
 - 36 言葉の壁と二世の教育④

- ・文化の発信地へ
 - 17 お互いの文化を知り合い、新宿区を文化の発信地としたい。⑨
- ·1対1交流
 - 44 日本人対外国人ではなく、日本人対○○人、○○人と△△人という交流が出来れば よい®
- 共同まちづくり
 - 13 外国系住民と共同で行う街づくり⑥

(7班)

- 1. 行政施策に対する改善
- (1) 多文化共生は、"文化政策"ではなく"総合政策"として捉え、多部署において多面的に推進すべきである
- (2) 区役所に専門部署を設置し、事例のデーターベース化により一貫した対応・処置が行えるようにする
- (3) 多文化共生推進のための専門職・人材の育成
- (4) 行政施策・事業評価基準の提示
- 2. 外国人居住者の実態を知るための改善
- (1) 外国人増加の原因分析・洞察を行った上での問題定義が必要
- (2) 外国人・日本人居住者対象に、多文化共生に対する意識・満足度調査を行い、必要 に応じてギャップ分析を実施する
- 3. 日本人が外国人を区民として受容するための改善
- (1) 外国人が発信する講座やプログラム推進と支援の強化
- (2) 区民の意識改革。多文化共生の実現が、"街の成熟度"を示す指標として広く認知されるべき
- (3) 区民に対し、多文化共生が実現への理解促進、情報提供を強化
- 4. 問題への即応性に対する改善
- (1) 関係団体との連絡調整会議の設置
- (2) 不法滞在、在留資格のない外国人への徹底した施策
- (3) 外国人問題(苦情)に対処するオンブズマンの設置

【その他】

(1班)

・協働社会に於いて、区民と区はイコールパートナー(各々が主体であり客体)。内在する問題を汲み取り、政策に反映し積極的に関わる。

(2班)

・現在NPOや種々なボランティア団体、商店街の有志等で進んでいる多文化共生の個々の 活動を、規正法や標準マニュアルと言った大義名分により切り捨てないよう注意しなけれ ばならない。

(3班)

- ・在住外国人の言語習得に関する施策の見直しと実行(重要課題)
- ・・・母国語の教育、小中学校での教育、進学問題、日本語学習支援の場

(6班)

- ○「多文化共生」という認識
 - ・何も大久保のみの問題ではない
 - ・日本人同志のコミュニティも文化だ
 - ・きれいな言葉でまとめないで欲しい
 - ・実態(外国人をめぐる訳あり諸事情)を見て欲しい
 - ・ 多文化共生は必要な事
 - ・外国人の受け入れに消極的
 - ・国のあいまいな施策の中で外国人に対し、どんな施策をもとに共生策をとろうとしていると外国人に説明するのであろうか
 - 36 区全体テーマとしては難しい。⑧
 - 33 約1割が外国人である。日本の国際化と新宿の都市高密度化によりこの比率は高まり、多文化共生は必要、不可欠である。⑦
 - 30 多文化共生は新宿区ならではの重要な課題。④
- 区の方向性
 - 31 新宿は多文化共生のモデルタウンとなるべき。⑧
- ・ 地域の将来像
 - 5 外国人が極端に増加している地域の将来は? 共生へのプロセス③
- ・街の将来像
 - 8 どんどん外国籍住民の増えている大久保・百人町は、このままいくと将来どうな るのか③
- 日本の将来像
 - 11 新宿の特徴である外国人との共生をいかに進めるか → 将来の日本⑥
- ※(4班)(5班)(7班)なし